

## 宿泊事業持続化緊急支援金事業申請要領

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大に伴って発出された各国の渡航制限及び休業要請に伴う観光客の著しい減少により、深刻な影響を被っている桜井市内の宿泊事業者を対象に、将来に向けて事業継続を支援すること、雇用を確保すること、施設維持の固定費等を支援することを目的として支援金を交付します。

### 1. 支援金の金額

営業許可の種別や対象施設の客室総定員数により、次の通り支援金の額が異なります。

#### (1) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた施設

対象施設の客室総定員数（※1）	支援金の額
200 名以上の施設	200 万円
20 名以上 199 名以下の施設	客室総定員数×1 万円
19 名以下の施設	20 万円

#### (2) 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出を行った施設

対象施設の客室総定員数	支援金の額
全ての対象施設	10 万円

(3) 令和 2 年 3 月 31 日時点で、旅館業法第 3 条第 1 項に基づく許可の日又は住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項に基づく届出の日（以下「許可等の日」という。）から 1 年を経過していない施設については、上記 (1)、(2) の規定に準じるものとし、それぞれの規定する金額の 2 分の 1 とします。

(※1) 客室総定員数は、奈良県中和保健所の令和 2 年 3 月 31 日時点の登録数値を基に計算します。

※ 市内で複数の宿泊施設を有する場合は、全ての宿泊施設をあわせて支援金の交付は 1 事業者 1 回限りとします。

### 2. 支援対象者

次の全てに該当する場合のみ、交付対象となります。

- (1) 市内に所在する宿泊施設（ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊）を継続して営んでいる法人又は個人事業主で、令和 2 年 3 月 31 日以前に旅館業法による営業許可を受けている又は住宅宿泊事業法による届出を行ったこと。
- (2) 支援金の交付日において、宿泊事業を行っている（宿泊利用客を受け付けている状態である。）こと。又は、休業中の場合は、宿泊事業を再開する予定であること。
- (3) 施設を営む者（申請者）が桜井市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等）を滞納していないこと。
- (4) 施設を営む者（申請者）が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係をもつ者でないこと。

### 3. 支援対象施設

令和2年3月31日以前に旅館業法による営業許可を受けている又は住宅宿泊事業法による届出を行った桜井市内の施設で、次の全てに該当する場合のみ、交付対象となります。

- (1) 感染症の影響により、令和2年3月、4月又は5月のいずれかの宿泊業務による月間売上（桜井市内に所在する宿泊施設毎）が各々の前年の同月と比べて（※1）、次の計算式により50パーセント以上（Cの値が50以上）減少していること。

$$\text{【計算式】} \quad (B-A) \div B \times 100 = C$$

Aの値	Bの値
令和2年3月、4月又は5月のいずれかの月間売上金額を選択	前年の同月の月間売上

ただし、許可等の日が令和元年5月1日以降は、次のとおりです。

	許可等の日	Aの値	Bの値
①	令和元年5月1日から同年11月30日までの場合	令和2年3月、4月又は5月のいずれかの月間売上金額を選択	許可等の日の翌月以降令和元年12月までの平均月間売上金額
②	令和元年12月1日から令和2年1月31日までの場合	令和2年3月、4月又は5月のいずれかの月間売上金額を選択	許可等の日の翌月以降令和2年2月までの平均月間売上金額
③	令和2年2月1日から令和2年2月29日までの場合	令和2年4月又は5月の月間売上金額を選択	令和2年3月の月間売上金額
④	令和2年3月1日から令和2年3月31日までの場合	令和2年5月の月間売上金額	令和2年4月の月間売上金額

※ 基準となる月間売上は、令和元年5月1日以降の許可等の日である施設を除いて、令和2年3月、4月又は5月の中から自由に選択して頂きます。しかし、比較対象となる月間売上は、前年の同月の月間売上に限ります。

例えば、「令和2年3月」の月間売上を選択した場合、比較対象となるのは、「平成31年3月」の月間売上であり、「平成31年4月」や「令和元年5月」の月間売上を対象とすることはできません。

- (2) いわゆるラブホテル等の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する施設でないこと。

#### 4. 申請方法

##### (1) 申請期間

令和2年6月22日(月)から令和2年8月31日(月)まで

##### (2) 申請場所

郵送又は窓口で直接申請してください。(8月31日の消印有効)

〒633-8585 桜井市大字栗殿 432-1  
桜井市まちづくり部観光まちづくり課 市内宿泊事業者特別給付金  
事業係  
(平日 午前8時30分から午後5時15分まで)

##### (3) 申請書類及び必要書類

下記書類のほかに、追加の資料の提出を求めています。

- ① 宿泊事業持続化緊急支援金申請書(法人用/個人事業主用)(第1号様式)
- ② 誓約書(第2号様式)
- ③ 宿泊事業持続化緊急支援金申請要件確認書(第3号様式)
- ④ 旅館業法に基づく営業許可書の写し又は、住宅宿泊事業法に基づく届出番号を記載した標識を届出住宅に掲示していることがわかる写真
- ⑤ 直近の確定申告書別表一の写し(※1)
- ⑥ 桜井市税等の滞納がないことが分かる証明書(※2)
- ⑦ 対象月の月間事業収入がわかるもの(※3)
- ⑧ 法人名義又は代表者名義の振込口座の通帳の写し(※4)
- ⑨ 【申請者が法人の場合のみ】法人の印鑑登録証明書(※5)
- ⑩ 【申請者が個人事業主の場合のみ】代表者の本人確認書類の写し(※6)

##### (4) 必要書類を作成するにあたっての留意事項(※1~※6)

###### ※1 直近の確定申告書別表一の写し

###### i) 確定申告を行っている場合

直近の確定申告書別表一の写しを提出してください。確定申告書別表一の控えを紛失している場合は、税務署での再発行が必要となります。再発行には2週間~1ヶ月程度の期間を要するため、留意してください。

###### ii) 確定申告を行っていない場合

決算期により申告時期を迎えていない場合や設立後未決算等、特段の事情により確定申告ができない又は確定申告が不要な場合は、許可等の日又は平成31年4月のうちいずれか遅い日から令和2年3月31日までの売上高を示す帳簿等(月次試算表など)の写しを提出してください。

###### ※2 桜井市税等の滞納がない証明書

市の税務課 収納管理係で発行することができます。300円の手数料が必要となります。ただし、法人の本社所在地や個人事業主の代表者の住所が市外の場合、

提出の必要はありません。

※3 対象月の月間事業収入がわかるもの

帳簿等(月次試算表等)の対象月の売上金額がわかるものを提出してください。

※4 振込口座の通帳の写し

通帳の写しは、通帳を開いた1, 2ページ目を添付してください。

※5 法人の印鑑登録証明書

発行後3ヶ月以内の印鑑登録証明書を1部提出してください。

※6 本人確認書類の写し

運転免許証、パスポート、個人番号カード等、申請者の住所・氏名・生年月日が記載されているものの写しを提出してください。(個人番号通知カードは不可とします。)

5. 支援金の交付

- (1) 審査の上、適正と認められる場合は支援金を交付します。
- (2) 審査の結果、支援金の交付する旨の決定した場合は、後日、交付に関する決定通知を送付します。また、審査の結果、支援金を交付しない旨の決定をした場合は、後日、交付しない旨の理由を記載し、通知します。
- (3) 支援金の交付決定後、申請書に記載のある口座へ振り込みます。現金支給は行いません。

6. 問合せ先

桜井市まちづくり部観光まちづくり課 市内宿泊事業者特別給付金事業係  
平日 午前8時30分から午後5時15分まで  
電話番号 0744-42-9111 (内線 341, 342)

7. その他

- (1) 提出いただいた申請書及び必要書類一式は返却いたしません。
- (2) 提出いただいた申請書に記載された情報は、本事業以外の事業者支援・補助制度の審査の際に使用することがあります。
- (3) 支援金交付決定後、申請要件に該当しない事実、不正等が発覚した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、別途通知する期間内に支援金を返還していただきます。